

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可、事業計画の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自家用車の代替であると確認したことを証するものである。

発行番号 第 _____ 号
 発行日 _____
 有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客[乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定]貨物[一般・特定・ 軽 ・霊きゅう・第二種利用]その他[レンタカー (_____)]		
使用者の名称 (事業者名)	所属営業所名 _____		
使用者の住所 (事業者の住所)	使用の本拠の位置 (営業所の位置) _____		
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	新自動車登録番号(車両番号)	/	旧自動車登録番号(車両番号)
	[型式]新車の場合(諸元帳の写しを提示)		登録完了印・登録官印
	[車台番号]中古車の場合(車検証等の写しを提示)		
	自動車の年式 …… H 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm (旅客自動車のみ) 貨物自動車 …… 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽) 最大積載量 kg (貨物自動車のみ)		自動車の年式 …… S・H 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm (旅客自動車のみ) 貨物自動車 …… 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽) 最大積載量 kg (貨物自動車のみ)
事案発生理由	新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・ 廃止 ・取消し 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(_____ 運輸支局 _____ 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他 (_____)		
備考欄			
確認印及び 担当官印	確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送課等に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元帳の写し、中古車の場合は車検証(又は一時抹消登録証明書)の写しを提示してください。 4. 連絡書は、輸送担当部署等の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提示して下さい。 5. 印欄は記入しないで下さい。	
輸送担当部署	発行元連絡先: 東京運輸支局 輸送担当部署 TEL 03 - 3458 - 9233		

赤枠の中を記載し、
2部提出して下さい。

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可、事業計画の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自家用車の代替であると確認したことを証するものである。

発行番号 第 _____ 号
発行日 _____
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客[乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定]貨物[一般・特定・ 軽 ・靈きゅう・第二種利用]その他[レンタカー ()]		
使用者の名称 (事業者名)	国土 太郎	所属営業所名	本店
使用者の住所 (事業者の住所)	品川区東大井1-12-17	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	品川区東大井1-12-17
使用・廃止の別	使用しようとする 本社の住所を記載ください。	廃止 (減車・ま	営業所の住所を記載ください。
自動車登録番号等 (車両番号)	新自動車登録番号(車両番号)	ナンバーを記載 してください。 品川 480 リ 9233	登録完了印・登録官印
	[型式]新車の場合(諸元帳の写しを提示)		
	[車台番号]中古車の場合(車検証等の写しを提示)		車検証を見ながら明細を 記載してください。
	自動車の年式 … H 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 旅客自動車 … 自動車の長さ cm (旅客自動車のみ) 貨物自動車 … 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽) 最大積載量 kg (貨物自動車のみ)	自動車の年式 … S・Ⓢ 18 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 2(4) 人 旅客自動車 … 自動車の長さ cm (旅客自動車のみ) 貨物自動車 … 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽) 最大積載量 350(250) kg (貨物自動車のみ)	
事案発生理由	新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・ 廃止 ・取消し 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動 (運輸支局 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他 ()		
備考欄			
確認印及び 担当官印	確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送課等に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元帳の写し、中古車の場合は車検証(又は一時抹消登録証明書)の写しを 提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送担当部署等の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会) に提示して下さい。 5. 印欄は記入しないで下さい。	
輸送担当部署	発行元連絡先: 東京運輸支局 輸送担当部署 TEL 03 - 3458 - 9233		